

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社は、協力会社や業界内の他事業者とのネットワークを構築・維持し、技術・知見の共有や業務提携を積極的に進めています。特に、後継者不足に悩む同業者に対しては、業務提携や実務支援などを通じて事業の持続性を支援しています。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

当社では、IT ツール（報告アプリ、LINE テンプレート、勤怠・現場記録システム等）の導入・定着を通じて、協力会社との業務効率化と情報共有を推進しています。また、基本的な IT 操作についてのサポートも行い、デジタル環境に不慣れな企業への支援体制を整えています。

c. 専門人材マッチング

協力会社や外部専門職人との連携により、必要な技能・資格を有する人材の確保を進めています。現場の特性や難易度に応じた最適な人材配置を行うことで、施工品質と安全性を両立し、業界全体のスキル向上にも貢献しています。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

建設現場での廃材削減・資材の適正管理を通じて環境負荷の低減に努めています。また、環境に配慮した塗料や資材の選定、エコ施工への移行を推進し、協力会社とともに「グリーン調達」の意識を共有しています。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

当社では、定期健康診断の実施に加え、熱中症対策の徹底、安全教育の実施などを通じて、現場で働くすべての人の健康維持を支援しています。協力会社とも連携し、働く人々の心身の健康を重視した職場づくりを進めています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 当社は、建設業として安全第一・適正施工を基本に、協力会社様との信頼構築を重視しています。
- 定期的に現場パートナーとの意見交換を行い、業務改善や働きやすさの向上に努めています。
- 支払方法や業務範囲、納期等については事前に十分な説明と書面化を行い、誤解やトラブルの防止に取り組んでいます。

令和7年7月30日

株式会社 TAKUMI

企 業 名

代表取締役 金野秀哉

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- 本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- 主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。